

「令和3年度以降の森林環境税の在り方について」に係るうつくしま県民意見公募制度の実施結果について

森林環境税の令和3年度以降の在り方について、令和2年4月14日に福島県森林審議会に諮問し、5月8日、5月13日に書面開催となった令和2年度第2回福島県森林審議会において、中間の取りまとめが行われたことから、その内容を公表し、広く県民から多様な意見や情報等を求める「うつくしま県民意見公募（パブリック・コメント）」を実施しました。

1 概要

(1) 実施期間

令和2年5月15日（金）～令和2年6月14日（日）（1か月間）

(2) 応募資格（「うつくしま県民意見公募の実施に関する要綱」による。）

ア 県内に居住、または通勤・通学している個人、並びに県内に事業所・事務所を有する法人や団体

イ 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、県外に避難している個人及び法人や団体

2 結果

個人9名から、森林整備の推進や木材利活用の支援の拡充、県民参画の推進など、22件の意見が寄せられました。

3 寄せられた意見の概要

(1) 全般	(4件)
(2) 森林整備関係	(5件)
(3) 木材利用関係	(1件)
(4) 県民参画関係	(6件)
(5) 森林環境譲与税関係	(6件)
計	(22件)

「令和3年度以降の森林環境税の在り方について」うつくしま県民意見公募
応募意見一覧及び県の対応

	応募者	御意見の内容	県の対応
1	福島市在中	<p>【16 ページ】</p> <p>第4 森林環境税を活用した次期対策の提案</p> <p>1 施策の内容</p> <p>(3) 県民参画の推進</p> <p>② 持続的な森林環境教育・学習・活動の推進</p> <p>森林づくりの県民参画を推進することは大切と考えます。 活動を推進するため、<u>新たな生活様式を取り入れ、それぞれの世代に即した…</u> …調査結果を踏まえた活動プログラムや教育資材… 次代を担う「緑の少年団」の「育成に向け、教育機関を連携し、<u>その活動を推進するとともに、森林環境教育指導者の派遣による学校林等を活用した森林教室の企画など取組を積極的に実施</u> ※ アンダーラインを追記した方が、分かり易いと思います。</p>	御意見を踏まえ、中間とりまとめ(案)に反映させました。
2	福島市在中	<p>【4 ページ】</p> <p>第2 森林環境税を財源とした施策の取組内容と評価(平成28年度～令和2年度)</p> <p>1 取組内容</p> <p>(1) 森林環境の適正な保全</p> <p>② 持続的な森林環境教育・学習・活動の推進</p> <p>【15 ページ】</p> <p>第4 森林環境税を活用した次期対策の提案</p> <p>1 施策の内容</p> <p>(1) 森林環境の適正な保全 ① ③</p> <p>森林(山)景観の美しさを県民に理解してもらうため、奥山水源林の整備から道路沿いや人目につきやすい森林を優先して整備を行うべきである。</p> <p>【10 ページ】</p> <p>第3 次期対策にあたっての基本的な考え方</p> <p>1 森林環境税の活用</p> <p>(1) 森林環境の適正な保全</p> <p>戦後の造林木は伐採期に入り、間伐中心の支援策ではなく、皆伐し再生林を推進するための支援に早急に舵を切るべきである。 特に放射能で被災した地域の森林は椎茸原木林を含め、一度伐採し再生することが必要と考える。</p>	御意見の趣旨を、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
		<p>【10 ページ】</p> <p>第3 次期対策にあたっての基本的な考え方</p> <p>1 森林環境税の活用</p> <p>(1) 森林環境の適正な保全</p> <p>戦後の造林木は伐採期に入り、間伐中心の支援策ではなく、皆伐し再生林を推進するための支援に早急に舵を切るべきである。 特に放射能で被災した地域の森林は椎茸原木林を含め、一度伐採し再生することが必要と考える。</p>	御意見の趣旨を、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

	応募者	御意見の内容	県の対応
		<p>【5 ページ】 第2 森林環境税を財源とした施策の取組内容と評価（平成28年度～令和2年度） 1 取組内容 (2) 森林資源の活用による持続可能な社会づくり ③</p> <p>【11 ページ】 第3 次期対策にあたっての基本的な考え方 1 森林環境税の活用 (2) 森林資源の活用による持続的な社会づくり (3) 県民参画の推進</p> <p>子供の時から木に触れる機会を多くし、木材の良さを体感できる場所として、学校の内装や使用する備品等の木製化へ取組を一層推進して欲しい。 幼児や子供たちが使用する玩具・遊具や教育家具などを、県民総参加によるアイデア募集や新商品の開発に取り組む仕組み作りを構築して欲しい。 今後、皆伐・再造林が進められるにつれ、伐採される多くの低質材を活用するには、全てを市場（需要者）まで搬出する仕組みと、家庭用のストーブ導入など積極的に利用するための支援をお願いしたい。</p>	<p>御意見の趣旨を、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
3	福島市在中	<p>◎ 森林環境税について 平成18年度から導入された「森林環境税」は、県土の7割を占める森林を有効に活用するため適切に活用されていると思います。 一般行政で実施することが難しい部分に特化して環境税を活用することは非常に必要なことと考えられ、これからも森林の持つ多面的機能をどのように発揮していけばよいのか、適切な森林環境税の活用を期待しております。</p> <p>【4 ページ】 第2 森林環境税を財源とした施策の取組内容と評価（平成28年度～令和2年度） 1 取組内容 (1) 森林環境の適正な保全</p> <p>【取組内容】③「森林クラウドの導入」といった専門的な用語をあまり使わないで、一般の方々も理解できる表現にできないのか？ 【実績】①写真等を掲載して解りやすいが、一般の方々には「4千ha」といっても把握し難いので、別の表現がないのか？</p> <p>【10 ページ】 第3 次期対策にあたっての基本的な考え方 多くの方々が継続を望んでいるのは解りますが、数字の羅列だけではなく、円グラフなどで視覚的に表現したほうが理解しやすいのではないかと？</p>	<p>御意見の趣旨を、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> <p>御意見を踏まえ、中間とりまとめ（案）に反映させました。</p> <p>御意見踏まえ、参考資料への追加記載を検討いたします。</p>

	応募者	御意見の内容	県の対応
		<p>【12 ページ】</p> <p>第3 次期対策にあたっての基本的な考え方 2 国の森林環境税及び森林環境譲与税との役割分担</p> <p>県の森林環境税との違いが解りづらい。もう少し丁寧な説明が欲しい。</p>	御意見を踏まえ、答申作成時に修正について検討いたします。
		<p>【17、18 ページ】</p> <p>第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 3 森林環境譲与税との役割分担</p> <p>目的等をわかりやすく記載し、県の森林環境税の必要性を理解できる表現できないか？</p>	御意見を踏まえ、中間とりまとめ(案)に反映させました。
4	福島市在中	<p>森林環境税を財源とした取り組み内容が多岐にわたるため、全体の徴収額や取組項目ごとの配分額を表記して頂きたい。また、各取組内容について県民が理解しやすいような説明付きの写真等を充実して欲しい(HPの森林環境税トップページにおいても、上記の内容がすぐに確認できるよう、先頭にリンク先を貼付して頂きたい)。</p>	御意見を踏まえ、答申作成時に修正について検討いたします。
		<p>【17、18 ページ】</p> <p>第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 3 森林環境譲与税との役割分担</p> <p>森林整備の対象範囲について、国の森林環境税事業との棲み分けを示すイメージ図を作成して頂けると理解しやすくありがたいです。</p>	御意見を踏まえ、答申作成時に修正について検討いたします。
5	福島市在中	<p>県内各地には手入れが行き届かず荒廃した森林や水源かん養などの森林の有する多面的機能の低下が懸念される森林が多く、これからも機能を向上させるために積極的な森林整備及び作業道の開設などに大いに取り組むことが必要です。是非とも継続して頂きたい。</p>	御意見の趣旨を、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
6	福島市在中	<p>【15 ページ】</p> <p>第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 1 施策の内容 (2) 森林資源の活用による持続的な社会づくり ①</p> <p>森林資源を有効に活用するには、路網整備が急務である。本県の路網密度は、まだまだ低い。 林業労働者が高齢化減少し、今後、高性能林業機械による施業が本格化する。そのために、今後5か年で集中的に路網整備を先行して実施すべきである。</p>	御意見の趣旨を、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

	応募者	御意見の内容	県の対応
		<p>【16 ページ】 第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 1 施策の内容 (3) 県民参画の推進 ②</p> <p>森林を理解するには、子供の頃から森林に慣れ親しむことが重要である。ヨーロッパの森林教育のような手法を導入すべきと思われる。</p>	御意見の趣旨を、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
7	郡山市在中	<p>【16 ページ】 第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 1 施策の内容 (3) 県民参画の推進 ⑤</p> <p>森林環境を調査する目的は、冒頭の「森林に対する県民の理解を深めるため」なのか、末尾の「『木育』の動機づけに努めるため」なのか、混同されている。木育の動機づけのために調査を行うのではなく、森林に対する理解を深めるために行うのが大切であり、特定の目的に対象を絞り込まず謙虚に調査しなければならないと思います。</p>	御意見を踏まえ、中間とりまとめ(案)に反映させました。
		<p>【16 ページ】 第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 1 施策の内容 (3) 県民参画の推進 ①～⑤</p> <p>(3)の中の順序は、調査をして発信するための情報を手に入れ、指導者を育成し、そして普及に移していくのではないのでしょうか。</p>	御意見を踏まえ、答申作成時に修正について検討いたします。
		<p>【17、18 ページ】 第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 3 森林環境譲与税との役割分担</p> <p>[18 ページ1行目] 「その用途」として「森林整備」「人材育成・担い手の確保」「木材利用の促進」「普及啓発」を並列させているが、その前に、この政策の目標は、管理されていない奥山の人工林をなくすことであり、人材育成以降はそれを達成するために付随する取り組みです。また、5行目から9行目も読んでいて分からなくなります。政策目標の違いを述べ、用途は、片や奥山人工林の経営管理、片や里山と分かりやすく書いてほしい。</p>	御意見を踏まえ、中間とりまとめ(案)に反映させました。

	応募者	御意見の内容	県の対応
		<p>【17、18 ページ】</p> <p>第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 3 森林環境譲与税との役割分担</p> <hr/> <p>[18 ページ最後の行]</p> <p>人材育成・担い手の確保は森林環境譲与税を活用して実施すること、と断言していますが、施策の内容（1）から（5）の実施に必要な人材の育成は、森林環境税を活用しなければならないと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、中間とりまとめ（案）に反映させました。</p>
8	福島市在中	<p>【15 ページ】</p> <p>第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 1 施策の内容 (1) 森林環境の保全</p> <p>森林の有する多面的機能については、多くの県民の皆さんにご理解を得ていると考えます。</p> <p>しかし、森林の機能を維持・発揮させるためには、どのような管理をしたらいいのかや、森林を持っている方、地域の方々がどのような役割を担っているのか等については、十分に理解を頂いていないのではないかと考えます。</p> <p>また、都市部周辺の里山でも人家の近くへの熊の出没やイノシシが畑を荒らしているなどが報道がされます。獣害の発生には、様々の原因があると思いますが、獣害の被害を減らすような里山林整備を含めた森林の整備が必要と考えます。</p> <p>このため、森林環境の保全の推進には、森林整備を担っている方への支援や県民の方の理解を得ながら進めて行くべきと思います。</p> <hr/> <p>【16 ページ】</p> <p>第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 1 施策の内容 (3) 県民参画の推進</p> <p>森林環境への理解や認識については、年齢層、住んでいる場所によって差があると考えますが、ふくしまの豊かな森林を後世に伝えていく必要があります。</p> <p>このために、幅広い年齢層への意識醸成が必要であり、特に将来を担う子供たちに森林の役割や木の良さを理解していただきたい。小学校では、森林環境の授業や森に行く機会がありますが、入学前の子供たちが森にふれあう機会が少ないと思います。このため、小さい子供たちへの森とふれあう場所の提供、これを指導する人や教材、プログラムの作成が必要であり、あわせて、子供たちと親と一緒に楽しみながら理解できる機会も作っていただきたい。</p>	<p>御意見の趣旨を、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p> <hr/> <p>御意見の趣旨を、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

	応募者	御意見の内容	県の対応
9	福島市在中	<p>【15 ページ】 第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 1 施策の内容</p> <p>6つの主要施策のうち、県民アンケートで新たに追加すべき取組として上位の、荒廃した森林の整備、資源の利用・伐採後の再造林、里山林や竹林の整備、木質バイオマス建築材の新たな木材利用について、単にバラバラに取り組むのではなく、整備～伐採～木材利用～再造林の縦軸としてとらえてどのように重点的・有機的に展開して効果をあげていくのかを明確にしておくべきではないかと思えます。</p>	御意見の趣旨を、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
		<p>【17、18 ページ】 第4 森林環境税を活用した次期対策の提案 3 森林環境譲与税との役割分担</p> <p>さらに、環境譲与税との役割分担に留意するとしていますが、主要施策を担うことになる人材育成・担い手の確保の取組における成果をどのように活用していくのか、環境税の施策としても連携するあり方を明示しておく必要があるのではないかと考えます。</p>	御意見を踏まえ、中間とりまとめ（案）に反映させました。